

(十) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱六号から標柱十三号までを順次結んだ線及び標柱六号と標柱十三号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

福岡県前原市大字飯原字次久二二〇七、一
二〇九の一、一一一三

(十一) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

福岡県田川郡添田町大字落合字鳥ヶ迫一〇
七二、一〇七三

(十二) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

福岡県田川郡添田町大字中元寺字小網立三
八四、三八五

二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定の区域

(一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
四 指定の有効期間 三年

(三) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。
○農林水産省告示第百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。
平成二十一年一月二十八日

農林水産大臣 石破 茂

一 保安施設地区の所在場所
(一) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

福岡県嘉麻市馬見字所迫二四七四の一、二
四八八の一、二四八八の八、二四九七の一、
二四九八、二四九九

(十二) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十二号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

福岡県田川郡赤村大字赤字猿喰六四〇〇、
六四〇一、六四〇二、六四〇五、字盗人葉山
六三九九

(十三) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

福岡県田川郡添田町大字榎田字冷水五二一
五

(十四) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

福岡県田川郡赤村大字赤字ナギノ五四二、
字松尾七二八

(十五) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

福岡県田川郡添田町大字津野字平石六九
七、八六、字敷ノ平五一の一

(十六) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

福岡県福岡市早良区大字小笠木字釜ヶ谷二
一四

二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定の区域

(一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
四 指定の有効期間 三年

(三) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県嘉麻市馬見字所迫二四七四の一、二
四八八の一、二四八八の八、二四九七の一、
二四九八、二四九九

○経済産業省告示第十三号
計量法(平成四年法律第五十一号)第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定が効力を失ったことを確認したので、同法第百五十九条第一項第四号の規定に基づき公示する。
平成二十一年一月二十八日
経済産業大臣 二階 俊博

指定番号	指定年月日	失効年月日	事業の区分の略称	指定の効力が失効した工場又は事業場の名称及び所在地
一〇〇四〇二	平成十二年四月二十八日	平成二十年九月二十九日	水道メーター 第一類	株式会社金門製作所 仙台工場 宮城県黒川郡大衡村大瓜字青木八十三番二
一一〇四〇一	平成十二年四月二十八日	平成二十年九月二十九日	水道メーター 第二類	株式会社金門製作所 仙台工場 宮城県黒川郡大衡村大瓜字青木八十三番二

○特許庁告示第四号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(昭和五十三年通商産業省令第三十四号)第八十条第二号の規定に基づき、昭和五十三年九月二十九日特許庁告示第二号(国際事務局の口座及び本邦通貨の金額を定める件)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。
平成二十一年一月二十八日
特許庁長官 鈴木 隆史

○国土交通省告示第百一十号
特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一部を次のように改正する。
平成二十一年一月二十八日
国土交通大臣 金子 一義

- エ 福井県福井市和田東二丁目九百二十六番地
ア 奈良県橿原市八木町一丁目六番一
サ 和歌山県和歌山市紀三井寺八百四十番地十
キ 大阪府大阪市北区天満一丁目十九番六号
ク 大阪府泉南市中央区御幸通四丁目二番九号
コ 兵庫県神戸市中央区御幸通四丁目二番九号
シ 岡山県岡山市富田町二丁目二番四号
ス 広島県広島市南区段原二丁目一六番一
セ 広島県福山市南蔵王町一丁目六番一
ソ 山口県山口市小郡御幸町四番九号
タ 鳥取県米子市観音寺新町三丁目四番二十号
チ 愛媛県松山市萱町一丁目三番六号
テ 香川県高松市林町二千三十二番地一
ト 徳島県板野郡藍住町奥野字長江口七十七番地一
ニ 高知県高知市秋町一丁目一番四号
ホ 福岡県大野城市仲畑一丁目七番三十三号
ヘ 福岡県北九州市八幡西区引野二丁目七番二
ニ 福岡県久留米市東合川新町十一番五十一号
ハ 福岡県長崎市竹の久保町十四番二十一号
ホ 大分県大分市西春日町一番二
ト 熊本県熊本市水前寺六丁目二十七番二十号
チ 宮崎県宮崎市吉村町寺ノ下甲二千二百九十八番地一
リ 鹿児島県鹿児島市上之園町二十四番地四
ヌ 沖縄県宜野湾市大山七丁目四番十五号